

白川村農業委員会委員候補者の募集要項

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選出方法が、これまでの選挙制と村長の選任制（議会・団体推薦）の併用から、村長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

これにともない、白川村では推薦及び応募により次のとおり農業委員を募集します。

1. 業務内容

- (1) 農地の権利移転、農地転用の許可案件等の審議、及びこれらに関連する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための活動
- (3) 農地権利者との面談及び農家、農業団体との会議・打合せの出席とその報告
- (4) 白川村農業委員会が計画する研修会等の出席など

2. 募集の人数、任期等

- (1) 募集人数 12人
- (2) 任期 平成29年7月20日から3年間
- (3) 身分 白川村の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬 1日につき5,500円

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方で、次の各号のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 白川村の職員である方
- (2) 暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する方
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権の得ない方
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

4. 推薦及び応募に係る手続き等

- (1) 募集期間
平成29年4月17日（月）から平成29年5月15日（月）まで
- (2) 推薦及び応募に係る提出書類
 - ① 個人が推薦する場合 農業委員会委員候補者推薦書（一般推薦）
※個人が推薦する場合は、推薦者を3名以上記載してください。

② 団体が推薦する場合 農業委員会委員候補者推薦書（団体推薦）

③ 応募する場合 農業委員会委員候補者応募申込書

(3) 推薦及び応募方法

規定の様式に必要な事項を記入の上、白川村基盤整備課（農業委員会事務局）締切日までに持参（開庁日の8時30分から17時15分）により提出してください。

推薦書及び応募申込書に係る書類は、返却しませんのでご了承ください。

(4) 様式の入手方法

推薦及び応募に係る様式は、白川村基盤整備課（農業委員会事務局）に備えてあります。

5. 選考方法

推薦若しくは応募による候補者の総数が12人を超えた場合、又は村長が必要と認めた場合は、白川村農業委員候補者評価委員会において、提出いただいた推薦書や応募申込書などの書類を審査し、関係法令などに基づき村長が任命する候補者を選考します。また評価委員会が適当と認める方法による審査を行うこともあります。

6. 募集の情報の公表

推薦及び応募の状況は、募集期間の期間中及び期間終了後、村のホームページ等で公表します。公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所、生年月日、印影、連絡先を除くすべての事項が公表となります。

7. 選考結果の通知

選考結果は、推薦する者及び応募をする方に通知します。

8. 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

9. 問い合わせ先

白川村基盤整備課農林担当（白川村農業委員会事務局）

住所 〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷517番地

電話 05769-6-1311（代表）